

国立国語研究所学術情報リポジトリ

世界の言語研究所（23） フィンランド国内諸言語 研究所 （フィンランド）

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-03-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://repository.ninjal.ac.jp/records/2215

フィンランド国内諸言語研究所 (フィンランド)

庄司 博史
(国立民族学博物館)

1. 概要

フィンランド国内諸言語研究所（組織は本稿末参照）はフィンランド語、スウェーデン語、サーミ語、フィンランド手話、そしてロマニ語の研究、および管理をその主な目的として活動しているフィンランド教育省下におかれた国立機関である。また、フィンランド語と同系の諸言語（ウラル諸語）の研究も活動に含まれる。機関のフィンランド語の名称 Kotimaisten kielten tutkimuskeskus（略称 Kotus）は直訳すると「国内言語（複数）研究センター」（スウェーデン語 Forskningscentralen för de inhemska språken（略称 Focis）、北サーミ語 Ruovttueatnan gielaide dutkanguovddáš、ロマニ語 Finnosko tšimbenjo instituutos、英語 Research Institute for the Languages of Finland）となるが、ここでは対象言語の複数性を示すため「フィンランド国内諸言語研究所」（以下、研究所）とよぶことにする。研究所の名称にも用いられている「言語」が複数形であり、実際に研究の対象とされる言語が複数あげられているが、これらはフィンランドではなんらかの特定の地位を公的に与えられている言語である。研究所の活動といかにかわるか理解するうえで参考となるので、これらの公的地位についてまず概観したい。

2. フィンランド国内諸言語

フィンランド語、スウェーデン語双方ともフィンランド憲法において対等の国語（フィンランド語 kansalliskieli、スウェーデン語 nationalspråk）と規定されている。フィンランド語は約 523 万人の人口の約 93% が第一言語として話しており、スウェーデン語は約 6% である。両言語の国家および自治体における公用語としての使用に関しては、少数派であるスウェーデン語話者の権益を保護するという立場に重点をおく形で、言語法（制定 1922 年、改定 2003 年）に詳しく規定されている。EU 加盟（1995 年）に先立ち、フィンランドが 1994 年に署名し 1998 年に発効した欧州評議会の欧州地域言語少数言語憲章では、スウェーデン語はフィンランドにより、公用語として 65 項目という最高次での保護条項が保障されている。

サーミ語はフィンランドでは、北サーミ、イナリ・サーミ、スコルト・サーミの 3 言語を含み、話者数は全体として 1,700 人前後で、その数値は近年安定している。1991 年にサーミ言語法により地域公用語と規定され、サーミの伝統的居住地域において、サーミ語による地域行政サービスを文書、口頭で受ける権利が保障されている。サーミ人は 2000 年の憲法改定により、フィンランドの先住民族として規定されている。先住民族は、いわゆる国家少数民族（national

minority) よりも、国家に対しより強い自立権を主張する民族集団として認められているが、これは、欧州地域言語少数言語憲章において、サーミ語がフィンランドにより 59 項目の保護条項が保障されていることなど、高次の保護対象となっている点においてもうかがうことができる。

ロマニ語はフィンランドでは、一般にジプシーとして知られるロマ人の言語である。フィンランド憲法においてロマ人は、自文化と言語を維持し発達させる権利をもつ集団として認められている。欧州評議会の欧州地域言語少数言語憲章では、フィンランドの非地域少数言語として保護対象となっている。1998 年、ロマ人はサーミ人と同様に欧州国家少数集団保護枠組み条約においても伝統的な国家少数集団として承認されている。フィンランドには約 7,000 人居住するといわれるが、現在、フィンランド語への言語交替により若年層に母語話者はほとんど存在しない。

フィンランド憲法は、フィンランド手話話者および障害により翻訳、通訳が必要な人びともまた、その使用の権利が保障されると述べており、手話話者は言語的文化的少数集団として認められている。使用者は約 5,000 人とされる。かつて手話は日本と同様に言語とはみなされず学校等での使用は禁止されていたが、1990 年代に入り処遇が改善し、欧州地域言語少数言語憲章でも、非地域言語と同じくフィンランド政府による保護の対象とされている。

一方で、1980 年代後半から、フィンランドにおいても、いわゆる移民が急増し、フィンランド統計局によれば、2003 年には外国でうまれた人々は約 15 万人（全人口の約 3%）であった。1989 年には約 6 万人足らずであったのに比して大幅な増加である。主な移民言語と話者数は、ロシア語（33,401 人）、エストニア語（11,932 人）、英語（7,758 人）、ソマリア語（7,332 人）、アラビア語（5,641 人）、アルバニア語（4,261 人）、クルド語（3,926 人）、ベトナム語（3,811 人）であった。現在これらの移民言語は公的な地位は認められていないが、週 2 時間の母語教育が自治体の公教育において実施されている。

以上みたように、フィンランドは、現在、国家の多言語性を政策上重視しており、特に、国内諸言語として認められた土着性の高い人々のことは、憲法において、より積極的に保護の対象とする意図がみられる。以下では、研究所において、これら国内諸言語、すなわち国語であるフィンランド語、スウェーデン語、および三つの少数言語がいかなる言語管理の対象となっているか概観する。

3. 研究所の活動

<言語管理>

まず、フィンランド語の言語管理は、「言語計画課」（kielitoimisto 言語局）により所掌されている。言語計画課の主たる役割は、標準文語の確立と維持、および時代に適応させるべく新語などを開発することであり、これらに沿ったさまざまな活動が含まれる。そのうち言語規範に関する原則を審議し、また具体的な事例に関しても奨励案を提示するなど、実体計画の中心的な役割を担うのは、外部の専門員も含めた「フィンランド語委員会」（Suomen kielen lautakunta）である。同様の役割を担う委員会は、スウェーデン語、サーミ語、ロマニ語においても、それぞれ設けられている。

言語計画課は言語の時代に応じて変化する実態も調査研究対象として重視している。これには、人名や地名なども含まれる。言語規範に関する新たな情報や新語などの奨励案は、機関の情報誌 *Kielikello*『ことば(=舌)のベル』(おしゃべり屋)によって広報される他、講演や教育現場での普及にも努めている。特記すべき活動として、官庁や民間からの言語使用に関する質問や具体的事例へのコメントの要望に直接回答や助言を与えていることがあげられる。かつては、電話が主流であったが今日では、メールによるものに交替した。テキスト全体におよぶ修正依頼などを除き無料で実施されている。寄せられる質問や意見で最も多いのが新語の造成と借用語、語頭の大文字・小文字の選択などに関するものである。

スウェーデン語の言語管理も、フィンランド語の場合と同じく、スウェーデン言語計画課および言語委員会によって運営され、ほぼ同様の活動が行われている。情報誌として *Språkbruk*『言語使用』が発行されている。フィンランドにおけるスウェーデン語の言語管理の目標は、フィンランドという地域的な多様性を温存しつつも、スウェーデンのスウェーデン語から過度に遊離することを回避することにある。おなじスカンジナビア系の言語を使用する北欧諸国、特にスウェーデンの言語委員会とは密接な連携関係にある。

サーミ語の規範に関して審議を行う委員会もまた同研究所が管掌している。サーミ語の規範や使用に関してはサーミ語担当の研究員が助言を行うが、通常フィンランド北部のサーミ地域を拠点として研究に従事している。またフィンランドサーミ議会下には、フィンランドのサーミ語3言語に関する政策方針を策定し、また言語管理も幅広く実施しているサーミ語評議会が置かれている。一方、北欧各国のサーミ諸語に共通する問題を扱うため、各国のサーミ議会が1997年共同で設置したサーミ語委員会(1971-1996年、北欧サーミ評議会管掌)がある。研究所は、フィンランドのサーミ語評議会とともに、北欧サーミ語委員会との密接な連携のもとで活動を行っている。

<辞書の編纂>

研究所の重要な役割の一つに、各種の辞書の編纂があり、フィンランドの文化史の保存の観点からも重視されている。現在までさまざまな規範、記述辞書が出版されてきている。主なものとして、編纂中のものを含めると『フィンランド語基礎辞典』(1990-2005)、『フィンランド古語辞典』(1985-),『フィンランド語方言辞典』(1985-),『フィンランド語語彙の起源』(1980-2000),『フィンランド・スウェーデン語方言辞典』(1982-)などがある。またフィン系言語では『カレリア語辞典』(1968-2005)などがあげられる。

<言語研究活動>

研究所では、研究所の対象言語の言語政策にかかわる言語開発、現代語、語彙、固有名などの分野でさまざまな研究が行われている。現代フィンランド語では、口語の地域的、文体的多様性や変化に関する研究、公務用語に関する研究、口語を含めたフィンランド語の記述文法研究などがある。固有名研究としては地名の保存と変化に関する研究、人名の多様性とその頻度、分布に関する研究が行われている。また、フィンランド語と同系の諸言語にかかわる研究も含まれる。

<データベース>

研究所の大きな特徴の一つに膨大な言語資料の蓄積と外部利用者への公開があげられる。言語資料は文字化したものの他に、録音アルカイブ (nauhoitearkisto) の管理する録音資料も含まれる。言語データベースは大きくフィンランド語、フィンランド語系諸語、フィンランド・スウェーデン語に大別されるが、それぞれテキストコーパス、語彙、方言資料、人名・地名などが収集保管されている。2006 年以降、研究目的での利用に供するため、インターネットによる公開がすすめられている。特に現代フィンランド語に関しては、『現代フィンランド語辞典』(1951-1961) や先にあげた『現代フィンランド語辞典』の基礎ともなった 510 万件 (1980 年まで) にもよる膨大な単語の用例データのほか、文学、雑誌等のテキストコーパスもすでに公開されており、海外からも利用できる (<http://www.kotus.fi/index.phtml?l=en&s=54>)。

4. 研究所の歴史的背景・沿革

研究所の以上のような業務は 1976 年、それまで、いくつかの機関に分担されていた業務を統合したものである。ここでは、フィンランドの言語政策とのかかわりを考慮しつつ、現在に至った経緯をたどることにしたい。

研究所にとって、現在においても重要な役割の一つであるフィンランド語の管理、すなわち実体計画にかかわる部分は、かつてフィンランド文学協会の言語常設委員会 (1928 年設立) および言語局 (1945 年設立) によって担われていた。前者は主に言語規範にかかわる問題を審議し、後者は実際の言語使用に関する助言などを行った。この二つの組織はフィンランド科学院に言語委員会 (1949 年設立) および言語局として 1970 年移管され、後述する辞書編纂部とともに「現代フィンランド研究所」(Nykysuomen laitos) として、ヘルシンキ大学のウラル言語研究センターである「カストレニアム」(Castrenianum) に併設された。のち 1976 年に新たに設立された研究所に統合されるまで、フィンランド語の規範化、新語案の提言、さらに官庁や民間の言語使用事例への個別的な助言など実践的な言語計画分野においても、大きな役割を果たしてきた。

一方、辞書の編纂とそのベースとなる言語データの収集は、かつて「辞書財団」(Sanakirjasäätiö), 「フィンランド固有名アルカイブ」(Nimiarkisto) および現代フィンランド語研究所の辞書編纂部によって担当されていたものである。

以上はいわば国語としてのフィンランド語政策の中枢に当たるものであるが、フィンランド語と同系の諸言語にかかわる研究は、フィンランド語の起源、その系統を探ろうとする民族ロマン主義的理念から、フィンランド語の語源研究を重点的に行ってきた、「フィンランドの系譜研究所」(Tutkimuslaitos Suomen Suku) の伝統を引き継いでいる。したがって研究所は、このフィンランド語の系譜を探ることに重点をおいてきたフィンランドの系譜研究所と、現代フィンランド語辞書の編纂を所掌してきた現代フィンランド語研究所とにその起源をたどるといえる。

スウェーデン語審議会の前身は 1942 年に私的な基金によって運営される機関であったが、ほかの現代スウェーデン語の言語管理にかかわる組織とともに 1976 年、研究所に統合された。

かつてサーミ語に対する政策においてフィンランドは北欧では最も遅れ、日本の小学校にあた

る基礎学校においてサーミ語による授業が開始されたのは1975年になってからである。サーミ語の言語管理を目的として研究所にサーミ語委員会が設置されたのは、時代的にこれと深く関わっている。

概観したように、研究所は1976年、フィンランド語、スウェーデン語、サーミ語の言語政策のうち言語実体計画にかかわる諸部門を統合し設置された。1997年には、ロマニ語、フィンランド手話も加えられ、フィンランドが批准した欧州地域言語少数言語憲章の理念に依拠する言語政策の中枢機関として位置づけようとしている姿勢がうかがえる。言語政策の大きな転機を迎えていた1990年代後半、研究所は2000年代に向かうための活動指針として、1998年、「言語政策綱領」(Kielipoliittinen ohjelma)を発表した。以下主な内容をまとめてみる。

この綱領では、まず、フィンランドのおかれている多言語状況を積極的に認めたいうえで、すべての言語が個人にとっては母語としてかけがえのないものであることを確認している。さらに国語であるフィンランド語、スウェーデン語は社会のすべての分野の活動を支える重要な役割を果たしてきたが、国語としては、標準化され、規範化された言語形式を必要としており、規範を作り、維持し、開発する努力が不可欠である。その際、民衆にとっての言語の伝達性が基準として重視されるべきである。一方で、言語が内包する多様性は排除の対象ではなく、多様化する社会では、規範も二者択一というより、文脈、文体に応じて柔軟なものでありうる。言語管理においてはまた、伝統も重要であり、過去の規範を無視すべきではない。

今後、現代の標準語が明確で機能的な言語として維持されるかどうかは自明なことではない。特殊言語による言語の細分化、多数派言語の少数派言語への影響、バイリンガリズムによる言語交替、そして英語の強い影響力は現在、深刻化しつつある。国民にとって標準語は基本的な文化価値であり、教育言語、作業言語として保持する必要がある。母語の教育は個人の表現、思考能力の開発とともに、国民意識や自我の形成にも不可欠である。近年国際化の名目で基礎学校において外国語、特に英語を授業言語とする教育が普及しつつあるが、母語習得への障害などの面で憂慮される。また学術分野においても、専門領域においては、フィンランド語の使用や専門用語のフィンランド語訳を放棄し、英語などに移行する傾向があるが、これも国語による広範な知識の伝達性を制限することになりうる。(以上、筆者要約)

綱領は以上のほか、マスコミの言語、公務用語としてのフィンランド語使用に関し、言語管理の実践者としての責任やことばの民主化への自覚を喚起する。EUとの関連では、フィンランドの国内諸言語がすべてその存続の可能性を問われており、代替不可能な自言語の能力の維持を訴えている。最後に、研究所の姿勢として、社会における言語使用に対応する一方で、研究所の活動を広報することで人びとの言語への関心を喚起し、さまざまな意見を取り入れる必要性を改めて確認している。

5. フィンランドの言語政策における研究所の位置づけ

1800年初頭までスウェーデン王国の一部であったフィンランドでは、その間、スウェーデン語が行政において使用をみとめられた、実質上唯一の公用語であった。フィンランド語は、住民

の大多数をしめる農民の唯一の生活言語ではあったが、文字として書かれたのは1543年になってからで、文語の使用は一部の宗教文書や法的文書にかぎられていた。フィンランド語が学校教育に用いられ始めたのは、フィンランドがスウェーデンからロシアに自治大公国として割譲（1809年）されてのちの1858年で、1863年にはスウェーデン語に並ぶ公用語とすることが帝政により布告された。フィンランドを支配していたとはいえ、ロシアはフィンランドの独立運動が先鋭化する19世紀末まで公用語としてロシア語の強要はおこなわず、むしろスウェーデンとの関係を弱化させるため、フィンランド語の振興を図った。また言語実体計画の面では、1900年にいたるまで、標準文語規範、正書法の確立と近代語彙の造成など、国語への整備が国家をあげて行われた。

このようにフィンランドは、ヨーロッパでは後発の国民国家として比較的短期間に、いわば上から国語が確立されてきた経過からか、言語管理が多分に一機関によって中央集権的に運営されてきた面は否めない。1900年代におけるフィンランド語委員会、言語局の役割についてはすでにのべたが、そこで決定あるいは奨励された言語規範、正書法、言語用法のもつ權威性は、学校教育や文法書、辞書、正書法辞典などの普及やマスコミを通じての広報活動により、かなりの信頼性、拘束性をもって一般に認知されていることから理解することができる。特に、1982年に公布された、公的文書において用いられるべき言語（公務用語 *virkakieli*）についての指針は、代表的なものである。

一方で、国家およびその基幹民族の象徴として、フィンランド語に人々が抱く信望には強固なものがある。フィンランドは歴史的な背景から、1919年の独立当初よりスウェーデン語をもう一つの国語とする二言語国家であることを法的に表明し、それに沿った施策を忠実に実施している。しかし、一般の人々にとって、フィンランドが国民の90%以上が用いるフィンランド語によって代表される単一言語国家であるという意識は根強く、学校の科目名などで用いられてきた名称「母語」（*äidin kieli*）は、個人の言語権や言語能力との関係よりも、フィンランドを代表するという意味での「国語」、あるいは基幹民族であるフィンランド民族の「民族語」とほぼ同義の用語として用いられてきた。国語であるスウェーデン語の他に、民族語としてサーミ語、ロシア語、ロマニ語、タタール語などの少数言語話者が伝統的に存在してきたにもかかわらず、1980年代に入り、外国人移民の急増によってようやく社会の多言語的現実が驚きをもって認識されたという点で日本と酷似している。

先にあげた1998年に研究所が表明した言語政策綱領は一口でいって、人々のこのような言語観、言語意識を反映させていた従来の言語政策の基本姿勢を再検討することにあつたといえる。それは、先にもふれたように、新たな姿勢として、フィンランドの移民言語もふくめた多言語状況の受容、フィンランド語内の多様性に対応する柔軟な規範化の推進、一方でEU言語政策下でのフィンランド語の国語としての地位の確保、急速に拡大する英語教育に対するフィンランド語教育の重要性の確認がその主体となる。この中には、現在世界的に普及しつつある多言語、多文化主義の影響とともに、EU統合やグローバリゼーションの影で国語の存続に危機を感じはじめたヨーロッパの小国家のジレンマが読み取れよう。また一方では、かつての言語管理にみられた

ような、上から個人の言語使用を導こうとする姿勢から、奨励案などを提示し、決定は個人にゆだねるという方向に向かいつつあることも一つの特徴といえる。

研究所はヘルシンキ中心部の文教地区から一步はなれ、かつての工場地帯の一角で幹線道路に面する、飾り気のないビジネスビルの3つのフロアーを占有している。100人以上の職員を擁し、国家の言語政策の中枢でもある研究機関には、やや似つかわしくない外観かもしれない。しかしいまだ重厚な外観で威信を象徴しようとしてきた伝統から脱し、実質的な活動で言語政策に寄与しようという謙虚さも感じられなくはない。研究所に対し、内外の言語的干渉や影響に存在が脅かされるフィンランド語を強権をもって擁護すべきという意見がある。その一方で、国語の象徴性のイデオロギーを依然として引きずり、言語規範を操作する立場を堅持しようとしていることやフィンランド語と同系ではあっても国内諸言語ではない言語の調査研究にかかわっていること、多言語性を認めつつ移民言語に関しては積極的政策をとっていないことなどへの異論も確かにある。しかし1998年の言語政策綱領にみられるように、人びとと研究所の距離を縮めようとしている姿勢はうかがえる。

研究所の構成と職員数

最後に、以上のような業務を担当している研究所の構成について簡単にみることにしたい。

- ・ 研究所長：Pirkko Nuolijärvi 氏（2008年1月現在）。
- ・ フィンランド語管理部：フィンランド語の言語管理全般にかかわる業務。言語使用に関する質問にも対応。16人。
- ・ スウェーデン語部：スウェーデン語の言語計画にかかわる業務、および研究。16人。
- ・ 辞書部：フィンランド語標準語、方言、古文語などの辞書の編纂。辞書作成の言語データベース、テキストコーパスの作成と公開。20人。
- ・ 情報管理部：研究部図書館、各種言語アルカイブの管理運営および電子メディアによる公開。20人。
- ・ 研究部：フィンランド語に関する研究（文法、口語、テキスト、文語、固有名など）。15人。
- ・ 少数言語部：フィンランド少数言語としてのサーミ語、ロマニ語、フィンランド手話の言語管理および研究。フィンランド語の同系諸語（ウラル語）の研究も含む。7人。
- ・ 管理部：人事、財務管理。4人。
- ・ 開発部：研究所長の補佐として各種事業計画の策定、実施にかかわる。広報、出版、インターネット情報の管理。3人。

フィンランド国内諸言語研究所

(Kotimaisten kielten tutkimuskeskus, Research Institute for the Languages of Finland)

住所：Sörnäisten rantatie 25, FIN-00500 Helsinki, Finland

電話：+358 (9) 731 51 ファックス：+358 (9) 731 5355

英語 HP：<http://www.kotus.fi/index.phtml?l=en>